

京都市介護予防安心住まい推進事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、要支援又は要介護状態となるおそれのある65歳以上の高齢者の生活機能の維持向上や転倒事故を防止するため、京都市介護予防安心住まい推進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 京都市内に住所を有し、かつ住民登録が京都市内にある65歳以上の者
- (2) 市民税非課税世帯であること
- (3) 介護保険法第27条第9項の規定又は同法第32条第8項の規定による通知を受けた者
- (4) 基本チェックリストの結果「運動器の機能」の低下のおそれがあると認められたことにより、京都市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に規定する事業対象者として登録された者

(対象となる住宅改修)

第3条 補助金の交付対象となる住宅改修は、次のとおりとする。

- (1) 手すりの取付け
- (2) 段差の解消
- (3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取替え
- (5) 洋式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号に付帯して必要となる住宅改修

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条各号に掲げる住宅改修に係る経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数を生じた場合にあっては、端数は切り捨てた額）とする。ただし、16万円を上限とする。

(申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、京都市介護予防安心住まい推進事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によって、事業開始までに、次の各号に掲げる書類を添えて、地域包括支援センターを経由して行わなければならない。

- (1) 介護保険料納入通知書（直近のもの、写し）又は市・府民税課税証明書（世帯員全員分）
- (2) 要介護・要支援認定結果通知書等の写し等の要介護・要支援認定結果のわかる書類（非該当のものに限る。）
- (3) 介護保険被保険者証の写し（「要介護状態区分等」欄に「事業対象者」と記載されているものに限る）
- (4) 基本チェックリスト結果の写し
- (5) 作成した介護予防サービス・支援計画の写し
- (6) 住宅改修が必要な理由書（第2号様式）
- (7) 工事費見積書（第3号様式）（複数の事業者からの見積りを添付すること）

- (8) 住宅改修予定箇所の写真（日付の入ったもの）
- (9) 住宅改修箇所の見取図（第4号様式）
- (10) 住宅所有者の承諾書（所有者が対象者本人又はその同居家族でない場合に必要、第5-1号様式又は第5-2号様式）

2 前項の申請は、上限額を同一住宅・対象者一人につき16万円とし、上限額を超えない範囲での複数回の申請を認める。また、申請に当たり改修箇所が重複しなければ、対象工事の種別は問わない。

（標準処理期間）

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから14日以内に条例第10条各項の決定をし、京都市介護予防安心住まい推進事業補助金交付決定（却下）通知書（第6号様式。以下「決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第7条 申請者は、前条の決定を受けた内容又は経費の配分に変更が生じた場合は、京都市介護予防安心住まい推進事業補助金変更承認申請書(第7号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、変更の承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付方法が受領委任払いの場合には変更申請を認めない。

- (1) 変更後の工事費見積書(変更箇所朱書)
- (2) 変更後の住宅改修箇所の写真
- (3) 変更後の住宅改修箇所の見取図(変更箇所朱書)
- (4) その他所管部長が必要と認める書類

2 条例第11条第1項第1号の規定による軽微な変更の範囲は、補助対象経費の20%以内の増減とする。

（事業完了の届出）

第8条 申請者は、決定通知書を受けたときは、速やかに住宅改修を完了させ、京都市介護予防安心住まい推進事業補助金実績報告書（第8号様式。以下「報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 決定通知書（写し）
- (2) 工事費内訳書（第9号様式）
- (3) 領収書（領収日が記載された対象者本人宛てのもの）
- (4) 住宅改修後の写真（日付の入ったもの）
- (5) 委任状（補助金の交付方法が受領委任払いの場合に必要、第10号様式）

2 前項の報告は、申請者の他に当該申請者から補助金の受領委任を受けた施工業者からの報告をもって代えることができる。

（交付の決定）

第9条 条例第19条の規定による通知は、京都市介護予防安心住まい推進事業補助金交付額決定通知書（第11号様式）により行う。

（補則）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

平成 29 年 5 月 8 日までに、旧要綱第 9 条により交付決定を行う場合、従前の様式を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 5 条第 2 項の規定は、施行日以後に申請した補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。